

第10章 歴史文化基本構想の周知及び見直し

今回の基本構想はこの報告書で終りではなく、これをきっかけに歴史文化を核にしたまちづくりをあらたな視点をもって始めるためのものである。

各種文化財の登録、ワークショップによる基本構想の周知と、保存活用への具体的実施方法の検討等、これから進める中で、手法や枠組み、さらには定義に関しても修正や見直しをしながら継続していくことが重要である。

1. 基本構想の活用

①データベース（リスト、台帳、マップ）や基本構想の公開

市役所本庁・支所・公民館等、小中学校での公開、周知を積極的に行う。

市のウェブサイトでの公開を行うとともに台帳への追加を募集する。

地域毎に住民を対象とした説明会やワークショップを開催し、地域の歴史文化への関心を高めていく。

②行政内の体制整備

基本構想の実現には、多方面の部局と市民、まちづくり団体等の協働が不可欠であり、横断的組織の立ち上げと専任の人材の確保が必要とされる。

また、専門家のアドバイスを常時得られる仕組みを確立する。

③文化財担当部局以外で進める計画や事業への反映

基本構想を各部局に配布し、その内容説明会を開催し、各部局での施策に反映させるとともに、「歴史まちづくり」の方向性を共有する。

課の枠組みを超えた組織（飢肥杉を各としたまちづくり推進プロジェクトチーム：飢肥杉課）での積極活用を行う。

④構想推進ネットワークの構築

大学や研究機関との連携やネットワークの構築を行う。

歴史まちづくりを実践する民間団体（NPO等）の支援や育成を行う。

⑤今後の継続

調査研究の継続…関連文化財群や種別毎に年次計画で調査、研究を行う。

高齢者聞き取りの継続策…高齢者クラブや高齢者教室など、既存の組織委等を活用して、聞き取りによる地域の記憶を資料化する。

ワークショップの継続…官（行政）主催から民（NPO、各種団体、学校）への移行していく。

2. 基本構想の見直し時期

市の総合計画の改訂時期と合わせて見直すこととするが、関連文化財群のテーマや保存活用区域の核となる文化遺産の消滅等（関連文化財群や保存活用区域の変更・見直し）があった場合は、その都度部分改訂する。

なお、社会状況の変化や行政施策の変化などに迅速に対応するために、毎年実施計画は見直していく。